

茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第11号

茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理事業施行条例（平成4年寒川町条例第12号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。